

国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第7条 前条の入学志願者については、当該<u>学府教授会</u>又は学部<u>教授会</u>(以下「<u>教授会</u>」という。)がそれぞれ選考を行う。</p> <p>(履修科目の追加)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 履修科目の追加は、当該<u>教授会</u>の議を経て、当該学府長等が許可する。</p> <p>(履修期間の更新)</p> <p>第11条 科目等履修生として在学している者が、履修期間終了後、引き続き在学し、履修したいときは、所定の期日までに履修期間更新願(本学所定の様式による。)を当該学府長等に提出し、その許可を受けて、<u>これを履修することができる。</u></p> <p>2 履修期間の更新は、当該<u>教授会</u>の議を経て、<u>当該学府長等</u>が許可する。</p> <p>(退学等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、当該<u>教授会</u>の議を経て、学長が退学を命ずることが<u>ある</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(修了証明書)</p>	<p>本則</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第7条 前条の入学志願者については、当該学府又は学部(以下「<u>学府等</u>」という。)がそれぞれ選考を行う。</p> <p>(履修科目の追加)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 履修科目の追加は、当該<u>学府等</u>の議を経て、当該学府長等が許可する。</p> <p>(履修期間の更新)</p> <p>第11条 科目等履修生として在学している者が、履修期間終了後、引き続き在学し、履修したいときは、所定の期日までに履修期間更新願(本学所定の様式による。)を当該学府長等に提出し、その許可を受けて、<u>履修期間を更新することができる。</u></p> <p>2 履修期間の更新は、当該<u>学府等</u>の議を経て、<u>学長</u>が許可する。</p> <p>(退学等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、当該<u>学府等</u>の議を経て、学長が退学を命ずることが<u>できる</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(修了証明書)</p>

第17条 第2条に規定するコース登録制により受入れた科目等履修生が第12条の規定に基づき単位を修得し、当該コースを修了したときは、当該学府長等は修了証明書を交付するものとする。

第17条 第2条に規定するコース登録制により受入れた科目等履修生が第12条の規定に基づき単位を修得し、当該コースを修了したときは、学長は修了証明書を交付するものとする。

附 則 (教規程第11号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。